

2021年4月26日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発 0318 第 1 号」また「保医発 0331 第 4 号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【測定方法が追加された検査項目】（令和 3 年 3 月 18 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2抗原検出	600点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)による SARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号)の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※下線部の測定方法が追加され、参照する退院基準は下線の通知に変更されました。

●弊社受託未定の項目です。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

【参照する退院基準が変更された検査項目】（令和3年3月18日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
SARS-CoV-2核酸検出	1800点(検査委託) 1350点(検査委託以外)	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)

※参照する退院基準が下線の通知に変更されました。

●弊社受託中の項目です。

【新たに保険収載された検査項目】（令和3年4月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)	190点	「D009」腫瘍マーカー (生化学的検査(Ⅱ))	下記 参照

ア 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602 の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。

●弊社受託検討中です。

以上